

## 第3回 鳥取市移動等円滑化協議会 議事録

- 1 日 時 令和4年10月31日(月) 10:00～11:30
- 2 場 所 鳥取市役所 本庁舎6階 会議室6-5、6-6、6-7、6-8
- 3 出席者 谷本 圭志委員 石川 真澄委員 西墻 豊嗣委員 田中 節哉委員  
岡 享弘委員 藪田 和利委員 諸家 紀子委員 山下 芳江委員  
酒本 修昇委員 橋本 孝之委員 岡 周一委員 渡辺 博委員  
河越 良二委員 岸本 梓委員 下田 敏美委員 曾川 書考委員  
野坂 明正委員 森山 倫男委員 米増 俊文委員(代理：白根課長補佐)  
村尾 修一委員(代理：津茂谷係長) 西尾 佳子委員  
松村 暢英委員 乾 秀樹委員 谷口 恭子委員 鹿田 哲生委員  
竹間 恭子委員 橋本 浩之委員 大野 正美委員 岡 和弘委員  
岸本 吉弘委員(代理：横尾次長)
- 欠席者 池本 薫理委員 荻原 由紀子委員 中村 敦子委員 伊藤 法政委員

### 4 議題

- (1)鳥取市バリアフリーマスタープラン(素案)について  
(2)スケジュールについて

### 5 議事

#### 事務局

定刻となりましたので、ただいまより第3回鳥取市移動等円滑化協議会を開会いたします。

本日はお忙しいところ、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に、ご協力をいただき感謝申し上げます。

本日の司会進行を務めさせていただきます、都市整備部都市企画課の牧野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、鳥取県聴覚障害者協会の諸家委員様のご出席をいただいております。また、本会議の手話通訳に須崎様、森田様のご協力をお願いしております。皆様にご協力をお願いします。

手話通訳をされるため、ご発言の際は、ゆっくりとした口調でご発言いただきますようお願い申し上げます。

これより着座にて、進行させていただきます。

それでは、配布資料について、お手元の資料を確認させていただきます。

本日は事前に送付いたしました「会議次第」、「鳥取市バリアフリーマスタープラン(素案)」、「概要版」及び「策定スケジュール」、また、本日お配りしている「配席図」を準備させていただきます。お手元にお持ちでない方につきましては、挙手にてお知らせください。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そういたしますと、本日の協議会の進行につきましては、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。

初めに交代された委員の紹介、続いて委員の出欠報告、代理出席委員の報告をさせていただきます。

交代委員の紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、交代された委員におかれましては、事務局でご紹介いたしますので、その場でご起立いただき、お名前を言っていただき、ご着席いただきますようお願いいたします。

鳥取市自治連合会幹事西墻様。

#### **委員**

鳥取市自治連合会から参りました西墻と申します。よろしく願いいたします。

#### **事務局**

西日本旅客鉄道株式会社山陰支社山陰地域振興本部交通まちづくり課課長酒本様。

#### **委員**

JR 西日本酒本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

#### **事務局**

鳥取警察署交通第一課課長松村様。

#### **委員**

鳥取警察署松村です。よろしく願いいたします。

#### **事務局**

鳥取市、乾総務部長。

## 委員

鳥取市総務部長の乾でございます。よろしくお願いいたします。

## 事務局

谷口人権政策局長。

## 委員

谷口恭子と申します。よろしくお願いいたします。

## 事務局

大野経済観光部長。

## 委員

大野でございます。よろしくお願いいたします。

## 事務局

また、本日も都合により欠席されておりますが、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所総括保全対策官伊藤様。鳥取県県土整備部道路企画課長米増様。鳥取県土整備事務所計画調査課長村尾様。以上9名の方に、委員に就任していただいておりますので、ご報告いたします。

続きまして、委員の皆様の本日の出欠報告をさせていただきます。ゆうゆう子育てネットワークの池本様。鳥取市身体障害者福祉協会連合会萩原様。国土交通省鳥取河川国道事務所伊藤様。鳥取県県土整備部道路企画課米増様。鳥取県土整備事務所計画調査課村尾様。鳥取市教育委員会岸本副教育長。商工会議所の中村様の7名が、本日の所要のため欠席となっております。

全員34名のうち、代理出席を除いて、27名の委員の皆様にご出席をいただいております。

本協議会要綱第7条第2項に規定する過半数の定数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

続きまして、代理出席委員の報告でございます。本協議会要綱第7条第3項により、第3条第1項6号及び7号に規定する委員の職務を代理するものが、あらかじめ会長に代理のものの氏名等を報告することによって、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなすこととされております。

本日は、県土整備部道路企画課より、白根様。

**委員**

白根と申します。よろしく申し上げます。

**事務局**

鳥取県の整備事務所計画調査課より、津茂谷様。

**委員**

津茂谷と申します。よろしく申し上げます。

**事務局**

教育委員会事務局より、横尾次長。

**委員**

横尾です。よろしく申し上げます。

**事務局**

3名の方が、それぞれ代理としてご出席されております。谷本会長、ご承認いただけますでしょうか。

**会長**

はい。承認いたします。

**事務局**

ありがとうございます。

ただいまの承認をもちまして、本日の出席委員は30名となります。

それでは、これから先の議事進行につきましては、会長が議長となり進めていただきたいと思います。谷本会長よろしく願いいたします。

**会長**

本日は、第3回ということで少し振り返りますと、第1回が昨年11月、第2回が、今年の2月にコロナの関係ではありますが、書面や動画など色々工夫して開催させていただきました。

ただ、対面で実施するのはほぼ1年ぶりということで、内容について少し皆さん記憶が薄れている可能性もありますので、その辺の理解を含めまして事務局よりご説明をいただければありがたいなと思います。

それでは、お手元の次第の議事(1)、鳥取市バリアフリーマスタープラン素案について、

事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局

議事(1)鳥取市バリアフリーマスタープラン素案について、ご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

お手元の「鳥取市バリアフリーマスタープラン素案の概要版」で主にご説明させていただきますが、詳細については、本編をご覧ください場合もありますので、よろしく願いいたします。

マスタープランの素案は、本年2月に書面で開催した第2回協議会での委員の皆様のご意見を踏まえて作成したものです。それでは、概要版の1ページをご覧ください。マスタープランの位置付けについてご説明します。

バリアフリーマスタープランとは、バリアフリー法に基づく計画で、高齢者や障がい者などが利用する施設や経路などの、バリアフリー化に関する基本的な方針を示すことで、市民や事業者などと広く考え方を共有し、バリアフリー化を促進することを目的としています。

本マスタープランは、国のバリアフリー新法や、鳥取県福祉のまちづくり条例などの、関係法令に基づくものとし、第11次鳥取市総合計画や、鳥取市都市計画マスタープランなどの上位計画や、その他の関連計画との整合を図り、各施策や事業との連携を図ります。

計画期間については、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、バリアフリー化の取り組みの実施状況の調査、分析、評価を概ね5年ごとに行うことにしています。

バリアフリーの課題については、昨年度にまとめたバリアフリーの現状と、市民アンケート調査や、交通事業者などへのヒアリング調査の結果をもとに、本市におけるバリアフリーの課題を整理しました。

公共交通は、旅客施設のバリアフリー化等、道路は安心・快適に移動できる歩行者空間の確保、建築物は、施設のユニバーサルデザイン化等、公園・広場は、安全に移動できる経路の確保等、情報提供・心のバリアフリーについては、障がいの特性に合わせた情報提供の不足、高齢者、障がい者等への配慮・理解の不足等を課題と捉えています。

2ページをご覧ください。バリアフリー化の基本理念、基本方針をご説明します。

本市では、平成14年に策定した鳥取市交通バリアフリー基本構想における「すべての人にやさしいまちづくりを目指して」の基本方針などにより、バリアフリー化に取り組んできましたが、より一層全市的なバリアフリー化の促進にあたり、本マスタープランでは、「みんなが支え合い、誰もが安心・快適に自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げ、誰もが安心・快適に暮らせるまちの実現を目指します。

この基本理念の実現のため、バリアフリーに関する課題を踏まえ、基本方針を次の5点としました。

1点目は、ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー整備。

2点目は、全市域でのバリアフリー化の展開。

3点目は、緊急性、重要度、実現性等に配慮したバリアフリー化の推進。

4点目は、緊急時にも対応可能な情報提供の充実。

5点目は、心のバリアフリーの推進。

これらの5つの基本方針により、バリアフリー化を推進していきます。

3ページをご覧ください。移動等円滑化促進地区の設定についてご説明します。

移動等円滑化促進地区とは、駅などの旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区であり、面積・一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区のことです。

促進地区は、バリアフリー法において3つの要件があり、1つ目に生活関連施設が概ね3つ以上あり、かつそれらの移動が通常徒歩で行われる地区、2つ目に生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化の促進が特に必要な地区、3つ目にバリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区とされています。

本市では、地区の選定にあたり、上位関連計画におけるまちづくり方針を考慮して、鳥取市都市計画マスタープランに位置付けている「中心拠点」及び「地域生活拠点」、または、鳥取県東部地域公共交通網形成計画に位置付けられている「主要交通結節点」及び「その他の交通結節点」の14地区を促進地区として選定しました。

昨年度にまとめた中間案では、その14地区について、「人口の集積度が高い」、「公共交通の利便性が高い」、「都市機能の集積度が高い」の3つの評価視点を設定し総合評価を行い、「鳥取駅・城跡周辺地区」と「鳥取大学前駅周辺地区」の2地区のみを選定していましたが、全市的なバリアフリー化を推進するため、14地区全てを促進地区として設定するように再度検討を行いました。また、「鳥取大学前駅周辺地区」は、生活関連施設の配置状況を考慮し、「湖山駅周辺」も含めて一体の地区として捉え、見直しを行いました。

移動等円滑化促進地区の区域設定についてご説明します。

「鳥取駅・城跡周辺地区」は、①旅客施設から一般的な徒歩圏とされる800m圏内にあるエリア、②鳥取市交通バリアフリー基本構想における重点整備地区を踏まえたエリア、この2つを基本とし、周辺的生活関連施設の分布状況を考慮して、道路や河川などの地形・地物により区域を設定しました。

「その他の地区」については、旅客施設や各総合支所などから概ね一般的な徒歩圏にあるエリアで、周辺的生活関連施設の分布状況を考慮して区域を設定しています。

4ページをご覧ください。

生活関連施設とは、駅やバスターミナルなどの旅客施設や市役所などの官公庁、病院、学校、市民会館などの「常に多数の人が利用する施設」や「高齢者、障がい者などの利用が多い施設」のことで、本マスタープランでは、この考え方を基本とし「常に多数の人が利用する施設」かつ「促進地区の軸となる施設から通常徒歩による移動範囲内の施設」としました。

生活関連経路とは、生活関連施設相互間の経路のことで、本マスタープランでは、旅客施設や各総合支所などと主要な公共施設などを結ぶ経路を軸とし、生活関連施設間の移動が

多い経路から、バリアフリー化の必要性が高い経路を生活関連経路に設定しました。4ページの中段から11ページまでは促進地区に設定した14地区の図面です。

移動等円滑化促進地区の範囲は、生活関連施設及び生活関連経路を網羅した範囲とし、薄いピンク色やオレンジ色の線で囲まれた範囲が、促進地区を表しています。図面の色丸の印が生活関連施設で、薄い青色や緑色の線で描いている道路が、生活関連経路を表しています。選定した生活関連施設は、本編の34ページに選定表を記載していますのでそちらをご覧ください。駅や官公庁、学校、病院、市民会館などの常に多数の人が利用する施設を、生活関連施設に選定しています。商業施設は、店舗面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗、公園は一時避難所に指定されている公園以上とするなど、要件を付けて選定している施設もあります。

36ページから57ページに促進地区の区域図、生活関連施設一覧を載せています。

36ページは「鳥取駅・城跡周辺地区」です。鳥取駅を中心としたエリアと、県庁を中心としたエリアを含め、区域を設定しています。

42ページは「気高町総合支所・浜村駅周辺地区」です。「浜村駅」を軸として主に駅の北側が促進地区を設定しています。

44ページは「鹿野町総合支所周辺地区」です。「鹿野町総合支所」を軸として区域を設定しています。

45ページは「青谷町総合支所・青谷駅周辺地区」です。「青谷駅」を軸として南北に細長く区域を設定しています。

46ページは「福部町総合支所・福部駅周辺地区」です。「福部町総合支所」を軸として区域を設定しています。

47ページは「国府町総合支所周辺地区」です。「国府町総合支所」を軸として区域を設定しています。

48ページは「河原町総合支所周辺地区」です。「河原町総合支所」を軸として区域を設定しています。

49ページは「用瀬町総合支所・用瀬駅周辺地区」です。「用瀬駅」を軸として区域を設定しています。

50ページは「佐治町総合支所周辺地区」です。「佐治町総合支所」を軸として東西に細長く区域を設定しています。

51ページは「鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区」です。第2回の協議会では、鳥取大学前駅のみを促進地区として考えていましたが、生活関連施設の配置状況を考慮し「湖山駅」も一体的な区域として捉え、促進地区を設定しています。

53ページは「末恒駅周辺地区」です。「末恒駅」を軸として区域を設定しています。

54ページは「宝木駅周辺地区」です。「宝木駅」を軸として区域を設定しています。生活関連施設が少ないことからコンパクトな促進地区となっています。

55ページは「津ノ井駅周辺地区」です。「津ノ井駅」を軸として区域を設定しています。

最後に56ページは「若葉台地区」です。「若葉台地区公民館」を軸として区域を設定しています。以上が、移動等円滑化促進地区などの説明となります。

なお、先週開催した第3回鳥取市バリアフリー庁内連絡会議において、生活関連施設に関する指摘事項がありましたので、併せてご報告します。1点目は、本編34ページの教育・文化施設の種類の学校に「義務教育学校と特別支援学校」の記載もれ。2点目に本編36ページや39ページなどの保健・医療・福祉施設で施設の記載もれ。3点目に本編36ページや39ページなどの大型小売店舗で1000㎡未満であっても、常に多数の人が利用する「スーパー、ドラッグストア」の追加が指摘され、生活関連施設の修正を行いたいと考えています。

続いて、概要版にお戻りいただいて、12ページをご覧ください。

バリアフリー化の促進に向けた取り組みについては、公共交通、鉄道、バス、タクシー、道路、建築物、公園、広場に関するハード面の具体的な内容を記載しています。

主な取組みとして、公共交通の【鉄道事業者】においては、通路幅の確保など、【バス事業者】においては、ノンステップバスの導入率のさらなる向上など、【タクシー事業者】においては、ユニバーサルデザインタクシーの導入率向上が挙げられます。

道路では、歩行者が安全・快適に移動できるよう歩行空間を確保など、建築物では、建替えや増改築に合わせた、出入口や通路幅の確保などが挙げられます。

公園・広場の取組みとしては、すべての人が安全に移動できるようにバリアフリー化された経路の確保などが挙げられます。

13ページをご覧ください。

情報バリアフリーの取り組みについてご説明します。

情報バリアフリーとは、高齢者や障がい者を含むすべての人に情報通信が利用できるようにすることで、情報が入手しやすく多様な方法での情報提供が必要とされています。

高齢者や障がい者などが、利用可能な施設や経路を選択するためには、これらを示したバリアフリーマップなどの作成が、効果的であるとされています。

鳥取県では、高齢者や障がい者などの社会参加の一助として、県内公共的施設などのバリアフリー施設情報を掲載した「鳥取県バリアフリーマップ」をウェブサイト上で提供され、本市もこのマップの充実を図るため、施設管理者などからバリアフリー情報の提供を促進していきます。なお、鳥取県では、スマートフォンのアプリを活用したバリアフリーマップの改修を今年度実施中であり、本マスタープランにもより充実した内容を記載するよう修正いたします。

多様なコミュニケーション手段の普及については、障がいのある人や日本語がわからない人も自立した日常生活などを送るために、それぞれの特性に応じたコミュニケーションツールの導入が求められています。鳥取県では、遠隔手話通訳サービス、鳥取県ハイヤータクシー協会では多言語音声翻訳アプリなど、多様なコミュニケーション手段が導入されています。本市も、情報取得困難者（聴覚に障がいのある人や外国人旅行者など）に対して迅



速かつ正確に情報を発信するため、スマートフォン向け防災アプリの提供を行っていますが、このような取り組みを広く展開し、それぞれの特性に応じたコミュニケーション手段が、利用可能となるよう施設整備などを促進します。

14ページをご覧ください。

心のバリアフリーの取り組みについてご説明します。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深め、コミュニケーションをとり、支え合うこととされています。

高齢者や障がい者、乳幼児連れなどが安心して日常生活や社会生活を送るためには、施設整備だけでなく、それぞれの特性を理解し、支えあう地域社会づくりが重要です。市民、事業者、行政がそれぞれの立場で協力して取り組み、「心のバリアフリー」を進めていきます。

市民の取り組みでは、高齢者や障がい者、乳幼児連れなどの特性への理解を深めるために、障がい者理解講座などの開催や参加など、事業者の取り組みでは、社員・職員へのバリアフリー教育の推進や、筆談や音声案内などの多様なコミュニケーション手段の提供など、行政の取り組みでは、学校や地域でのバリアフリーについての学習機会の提供や市ホームページによる広報・啓発活動などが挙げられます。

なお、心のバリアフリーについては、先程と同様に庁内連絡会議で指摘され、小学校などで既に取り組んでいる事例を記載することとし、より充実した内容に修正したいと考えています。

計画の実現・継続に向けてをご説明します。

バリアフリー化の円滑な実現を図るために、市民・事業者・行政が連携して取り組んでいくとともに、本マスタープランの基本方針やバリアフリー化の取り組みを着実に推進し、さらに全市域に展開していくために、概ね5年ごとにバリアフリー化の取り組み状況やバリアフリー点検の結果などを踏まえ、必要があれば見直しを検討します。また、マスタープランの見直しに止まらず、事業化の目処が立った場合には、基本構想の作成へと移行し、具体的なバリアフリー事業を進めていくこととしています。

届出制度についてご説明させていただきます。

概要版には記載していませんが、本編の64ページに届出制度について、記載しておりますので、こちらを説明いたします。

マスタープランの策定により、移動等円滑化促進地区内の旅客施設及び駅前広場などの道路の改修などを行う場合は、公共交通事業者又は道路管理者に、事前に届出義務を課すものです。移動等円滑化促進方針と整合を図ったものとする事で、施設間移動の連続性の担保を目的としています。届出時期は、改修工事などに着手する30日前までに市への届出が必要となります。

届出の対象は、「鳥取駅・城跡周辺地区」においては、鳥取駅とバスターミナル、「その他の地区」においては、各駅が届出の対象となります。66ページから71ページが届出対象範囲を示したもので、図の赤と青の部分が届出対象範囲となります。

最後に、本マスタープランではバリアフリー化の基本方針を示すものであり、直ちにハード面での事業展開が行われるものではありませんが、来年度以降に策定予定の基本構想により具体的な事業の位置づけを行うことでハード面での進捗を図ることと考えています。

以上が、鳥取市バリアフリーマスタープラン（素案）のご説明となります。

## 会長

ありがとうございました。

第2回協議会では、皆さんから多くの意見をいただきまして、今回ご提示しました素案のマスタープランの方に、可能な限り反映されていると思います。

一方、今日ご紹介があった移動等円滑化促進地区については、前回2箇所ということで、ご提示させていただいたところを、そこは大きく方針転換をして、ご説明の通りかなりの箇所を選定するというふうになっております。

大きな話はこの地区のところだと思いますが、第2回から時間も経っていますので、ご不明な点、ご質問、ご意見でも結構ですので、ご発言いただければと思います。挙手いただければマイクを持っていきますので、いかがでしょうか。

細かなところですが、本編の34ページにて、商業施設は大規模小売店舗と記載がありますが、これに加えてスーパーとドラッグストアを入れるということよろしいですか。

## 事務局

多数の方が利用されるといったところもありますので、スーパーとドラッグストアで1000㎡以下であっても、追加をさせていただきたいと思っています。

## 会長

学校について、少しわからない点がありまして、学校は、小・中・高等学校・大学・専門学校と記載がありますが、ここに特別支援学校を入れるということでしょうか。

## 事務局

特別支援学校の表示が漏れていましたので、その表示を記載するものと、あと小中一貫校といったものもごございますので、小中義務教育学校という表示を含めて修正するものです。

## 会長

今、お話のあったスーパーとか学校に関しては、もう既にこの地図に反映されているという理解でよろしいでしょうか。

## 事務局

今の資料の地図は、1000㎡以上の大型小売店舗しか記載をしていませんので、スーパー

とドラッグストアについてはこれから追加をして、赤い点(商業施設)が増えるというようなイメージを持っていただければと思います。

## 会長

スーパーとかドラッグストアは、便利なところにあるとか中心的なところにあるとは思うので今日ご提案した区域ががらっと変わるわけではなさそうですかね。

## 事務局

基本的にその区域の変更は考えておりませんで、その区域の中に赤い点(商業施設)が増えていくというようなイメージとなっています。併せて、赤い点(商業施設)を増やすことによって、生活関連経路など、そこへ行くための動線が増えてきますので、経路もいくつか増える可能性もあります。

## 会長

その他、いかがでしょうか。

今回マスタープランということで、個別具体的に何をするかっていうことを盛り込むものではなく、体系としてどのような方向性で、どこでやるのかという地区を選定しなければいけないですけども、なかなかふんわりした話なので、意見がしづらいかもかもしれません。

## 委員

鳥取県の地域交通政策課の野坂でございます。

9月7日の日本海新聞に、鳥取市内の全駅トイレバリアフリー化ということで、マスタープランに追加という記事がありましたが、こちらは報道ベースの情報ですから、本日の資料が合っているということによろしいでしょうか。全駅ではないという感じかなと思います。そこ1点だけ確認したいと思います。

## 事務局

9月の新聞報道では、バリアフリートイレの整備について、新聞に掲載されていたところですが、このマスタープランには、鉄道のバリアフリー化の促進に関する取り組みの方針の一つとして記載しております。

整備の詳細については、来年度以降の基本構想において、J R西日本様らと、協議させていただき、どこでどの舎を整備するのかという話もありますが、基本構想の中で意見がまとまるようであれば、特定事業として具体的な事業の位置付けというような話もあろうかと思っておりますので、今後検討・調整させていただくというふうに考えております。

## 委員

わかりました。ありがとうございます。

## 会長

他いかがでしょうか。

最後、少し鳥取県の取り組みの話がいくつか出てきて、お話自体は非常にいい話だなと思って聞いていました。具体的には、鳥取県のバリアフリーマップでは、市も含めたような施設をスマホという非常に見やすい・アクセスしやすい媒体に情報提供していくということです。

また、鳥取県と鳥取市の連携の話にはなりますが、県道や県の施設、その他県と市で跨ぐ部分とか、バリアフリー化を進めるうえで、連携しなきゃいけない部分はどういう扱いになっているのか、どう整理されているのかというのがわかれば、教えていただければと思います。

## 事務局

アプリの監修については、鳥取県の方でされております。

バリアフリーマップ自体が、県の福祉のまちづくり条例で記載している届出施設であるとかそういったものが、バリアフリーマップに掲載されておりまして、基本的にはその施設単位で掲載されているものです。

先ほど谷本会長からありました道路とか、公園であるとか、そこら辺の今後の展開については、鳥取県とも調整させていただいて、どういった掲載ができるのかどうかも含めて引き続き協議をさせていただきたいなと思っているところです。

## 委員

鳥取県住まいまちづくり課の森山といいます。

鳥取市さんのこのバリアフリーマスタープランの取り組みは、大変進んでいる取り組みで、我々としてもぜひとも、連携できるところは連携していきたいなというふうに思っております。

鳥取県のバリアフリーの推進について、建築物についてご紹介させていただきます。

鳥取県は、平成20年に福祉のまちづくり条例を全部改正いたしまして、バリアフリー法に基づく条例にしました。これはどういったことかといいますと、建築物の新築増改築をする際に、そのバリアフリー基準への適合を義務づけるというような、上乘せ条例になっていまして、要するに、最近コンビニエンスストアを見ていただけたら皆様わかると思いますが、車椅子使用者用のトイレがあったり、トイレの中に子供を座らせるベビーキープが設置されていたり、簡易型にはなりますが、オストメイトが設置されております。これは全て福祉のまちづくり条例で、コンビニエンスストアの規模からも、新築の際にはバリアフリー

化を義務づけているからそういうことになっているものでございます。

この条例は概ね5年ごとに改正することになっていまして、令和4年2月議会で、福祉のまちづくり条例を改正し、今年の10月1日から施行になっております。

その内容としましては、主に建築物のバリアフリーをもう一歩先に進めたUD化というものを進めていこうとしております。

先ほど鳥取市さんからご説明がありました通り、バリアフリーの施設を普及していく、UD化施設を普及していくというところで、バリアフリーマップを改修するとしております。

実は現在でも、鳥取県のホームページでバリアフリーマップを公表しておりまして、公共施設でありますとか、コンビニエンスストア、スーパーマーケットなども掲載されています。

しかし、申請者さんや施設の所有者さんからの申請に基づいて掲載するというようになっておりますので、実際は、あまり最新の情報が常に更新されているというわけではありません。加えて、鳥取県のホームページから閲覧することになりますので、利用者の方にとっては少し利用しにくくなっています。現在、スマートフォンがこれだけ普及したこの時代の中では、利用しにくいというところもありまして、この条例改正に合わせて、そのバリアフリーマップをより利用者が使用しやすいように改修することを今年度実施しております。

また、そのアプリができた際は、民間の事業者の皆様にも、バリアフリー化された施設の情報の掲載、例えば、「玄関が自動ドアになっている」こういったことだけでもバリアフリー化でございますので、そのような情報を県のマップアプリに載せていただきたい。そうすることによって利用者の方が、「玄関が自動ドアの建物はあるのだろうか」、「玄関に高さがない建物があるのだろうか」、「オストメイトが設置されたトイレがある施設はどこにあるのだろうか」、そういった検索条件によって、施設を選択していただくことができるようにする予定にしております。

また、このバリアフリーマップは、県外からの今後ユニバーサルツーリズムであるとかそういうものにも活用していただくことができますし、スマートフォンのアプリ化をすることによって多言語化にも対応できます。

今後見込まれるかもしれませんが、ウィズコロナという中で外国人旅行客も今後増えていくことも想定いたしまして、そういった多言語化の対応にもなっております。

バリアフリーマップにつきましては以上となりますが、続いて、建築物のUD化を最初に申し上げましたが、ここの部分につきましては、ぜひとも鳥取市さんのマスタープランの方にも掲載していただきたいなと思います。

あくまでも条例は、義務基準で最低基準のラインですが、そこに更にユニバーサルデザインという観点、条例よりも更に一歩進んだ建築物のユニバーサルデザイン化を進めていくということで、ユニバーサルデザインとはどういうものか等、例えば、利用者目線でこういったものをバリアフリー化して欲しい、そういったことを管理していくことで、利用者の方の意見を反映した建築物を作るといったような制度を設けておりますし、更にそういった取り組みをしていただいた施設につきましては、県がUD施設として認証し、認証施設として

公表する、先ほどのバリアフリーマップでもそういった取り組みをこの10月1日からスタートしているところであります。

さらに、こちらの福祉のまちづくり推進事業補助金ということで、今でも市町村さんと県とで、民間の事業者さんがバリアフリー化をされる際に、協調助成をしておりますが、このユニバーサル認証を受けた施設につきましては、そこもまた県と市町村さんでの協調助成ですけど、通常のバリアフリー化助成に加えてさらに上乗せ助成をするというような制度を設け、さらに一層のユニバーサルデザイン施設の早期推進に取り組むことにしております。

一度、鳥取市さんのご担当の方とはこちらのお話をさせていただいておりますので、今後このマスタープランの方にも反映していただけないかと思っている次第でございます。以上です。

## 事務局

引き続き、鳥取県とはその辺りの話も含めてマスタープランに記載できるものについては記載させていただきますし、道路や公園関係のバリアフリーマップの充実化など、引き続き調整をさせていただきたいと思っています。

## 会長

最近、皆さんも聞いたことありますか。「シビックテック」という言葉があって、シビックは市民、テックはテクノロジーのテックで、具体的にはスマホとかを利用したものになりますが、例えば道路などで、これまでは行政の職員がパトロールして、道路の不具合などを見たりしますが、市民の方もそういうのも気づけば、スマホで写真を撮って、しかるべきところに報告をするということで、維持管理の質を上げていこうとか、行政の人手不足を補うとか、そういう話でもあったりして、バリアに関しては、バリアフリーマップのところの説明にもあったように思いますが、単に心のバリアフリーに留まるだけではなく、そういう形で市民が色々なバリアを、いわゆる要望とか要求ではなくて、先ほどトイレの話もそうですが、この辺にこういうトイレがあると、逆にここは対応してないとか、市民の力を借りて協働することも、非常にありなんじゃないかなと思いました。今ふと思ったことなので、このプランに盛り込むかどうかというところまでは別ですけども、ただそういうことも非常に重要だなというふうに思いました。

今のように、他の自治体みたいにこんなこともやっているのとかでも結構ですし、地区もちょっとこの辺が漏れているじゃないとか、そういうご意見もいただければありがたいなと思います。

情報のところは、なるべく一元的にというか防災の話、概要版のこの13ページにも記載がありますが、やっぱり何か防災は防災でとか、バリアフリーはバリアフリーとかで、別のページを作ってもいいですけども、ただ一元的なプラットフォームというか、きちんと飛べ

るようとか、もう当たり前のことかもしれませんが、とにかく分野を跨いで、行政の縦割りじゃないですけど、そんなことのないようにお願いしたいと思います。

## 委員

J R西日本の酒本と申します。よろしくお願いたします。

初めてこの会議に、出させていただいたので、場違いな発言をするかもしれませんが申し訳ございません。

現在、弊社の方で、この移動円滑化のガイドラインというのがあるので、それに基づいて駅の設備等を整備しているところでございます。

鳥取市さんの中では、この12月に鳥取大学前駅のホームの点字ブロックを、今現在内方線(「ないほうせん」…ホーム側を示す突起がある点字ブロック)がついていませんが、それを内方線付きに変更していくとかを、徐々に進めているところでございます。

ご質問ですけども、今後、個別にここを改善して欲しいとか、何かご意見等があると思いますが、意見交換する場とかはどういった形で設けられていくのかなど、今後の進め方について気になるというのが一つです。

加えて心のバリアフリーも、弊社も推進していきまして、社員教育であったりとか、例えば点字ブロックの日であったり白杖SOSの周知であったり、そういったことも推進させていただいているので、そういうところも広めていきたいというふうに思っていますけども、これをどのように進めていけばいいのかというのが、気になるなというふうに思いました。以上でございます。

## 事務局

回答させていただきます。

バリアフリーに関する課題については、市民アンケートであるとか、関係団体の方のヒアリング等で抽出をさせていただいて、マスタープランを策定しておりますし、今後の展開としましては、来年度以降も引き続き基本構想の策定を予定しておりますので、この協議会の中でもご意見をいただいて、代表者の方等のご意見をいただいて、よりよいものとするような形で考えております。

それともう1点、J R西日本さんの心のバリアフリーに関する取り組みについては、今回のバリアフリーマスタープランからの中にも、まだ記載はしておりませんが、事例紹介というようなことも踏まえて、内容を具体的に記載させていただいて、より充実させていただくといくものに作り変えていきたいなと思っております。

## 事務局

補足いたします。

このマスタープランについても、5年ごとの分析をさせていただく予定としておりま

す。その時に大きくどういった進捗であるとかというのを、各事業者さんにも聞かしていただくという機会がございますので、その節はご協力いただくということになります。

今後につきましては、定期的な会というのは、今のところ予定はしていませんが先ほど三谷から言いました、来年度以降の基本構想の中で、何かしらやり方というものが探せれたら、採用させていただきたいなと思っていますので、その時にまたご意見等をいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

## 会長

例えば、今回のマスタープランの中に、そういうP D C Aをどうやって回していくか、大体こういう計画には体制とか進め方みたいなものを書いてあるなというのを今気づきまして、このマスタープランに記載されていますでしょうか。

## 事務局

本編の71ページに記載しております。計画の実現計画に向けてのところで、この3者の協働のバリアフリーまちづくりと記載させていただいておりますので、こちらで進捗管理をしていくように考えています。

## 事務局

補足いたします。

来年度以降に策定させていただく、基本構想とセットでP D C Aを具体的に目に見えるような進捗というのが必要かとは思いますが、来年度以降の基本構想とセットでP D C A、あとはスパイラルアップと記載しておりますけども、そういったところでですね、取り組んでいきたいと思っています。

## 会長

来年度以降は、P D C Aでの目標でなくてもいいですけども、モニタリング指標みたいなものを作って、要は進捗管理ができるような数値情報を用いてとか、そういう形でどの事業者が主体となってやっていくとか、誰が、何をやるかのような、そういう表でも管理も必要になってくるとは思いますけども、来年度以降の話ということですね。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

特にないようでしたら、次の議題に移らせていただいて、次にスケジュールについてお話させていただきたいと思います。

そのお話を聞いて、またちょっと内容についても改めてお聞きしたいということがありましたら、それはそれでご発言いただいても結構かと思っておりますので、スケジュールについての説明をさせていただきたいと思います。それでは事務局よりご説明をよろしくお願いします。



## 事務局

それではスケジュールについてご説明をいたします。

昨年度、11月に第1回協議会を開催し、第2回は書面開催とさせていただきましたが2月に第2回協議会を開催しました。

本年度は、9月には市議会で説明を行いまして、本日、第3回協議会を開催しているところです。今後は、11月14日から12月13日までの1ヶ月間、パブリックコメントを実施する予定としています。パブリックコメントで出された意見などを踏まえ、マスタープランの最終案を作成し、年明けの1月に第4回協議会でご説明させていただきたいと考えています。その後、2月市議会での説明を経て、3月にマスタープランの公表を行う予定をしています。

以上が、マスタープラン策定スケジュールのご説明となります。

## 会長

ありがとうございました。

パブリックコメントが、11月にもうすぐ始まるということです。

これは、先ほどお話いただいた小売店とかを修正した上で、ホームページとかパブリックコメントにかけてということになりますか。

## 事務局

先ほどのスーパーや生活関連施設も含めた形で修正をさせていただき、それをもってパブリックコメントにかけるものになります。

## 会長

委員の皆様方には申し訳ないですが、そういった意味では地図の完成形を見ずにパブリックコメントをかけることになります。もしこのパブリックコメント用の地図を見て思うことがあれば、市民としてコメントいただくか、事務局にご連絡いただくか、第4回でご発言いただくかと言うことで、進めさせていただければと思います。

第4回の協議会ということで1月にもう一度開催予定がございます。おそらくこれは、パブリックコメントで色々意見が出てきますので、それに対する対応ということで、協議をさせていただくということになるかと思えます。

スケジュールに関しまして、何かご質問はありますか。

よろしいでしょうかね。

またコロナが心配ではありますが多分、対面でできるじゃないかなというか、もうウィズコロナになっていますので、またお集まりいただいて、協議をさせていただくと、最終回ですけども、やることになると思っております。よろしく申し上げます。

そうしますとその他ですね、議事次第にはございませんけどもその他ということで、委員

の方から何かご報告ご発言したいということがありましたらいかがでしょうか。

## 委員

視覚障害者福祉協会東部支部長の藪田と申します。よろしくお願いします。

その他ということで何点かお願いなり、意見なりを申し上げさせていただきたいと思えます。

まず1点目に、JRさんの方にお礼とお礼です。寒くなってきて雪の時期が近づいてきましたが、昨年の年末年始の結構雪が降った時に、JRの関係の方だと思いますが、駅周辺の特に点字誘導ブロックを優先的に除雪いただきまして、視覚障がい者の方からも好評で、よかったということでしたので、ありがとうございます。今後とも雪が降った場合には、誘導ブロック等優先にしていればありがたいなと思っています。

それからもう1点、JRさんにこれも会員の方からで、鳥取倉吉間の駅についてですけども、全盲の人がすでに何回か利用していきまして、駅員さんに良いお世話をしていただいているということで、感謝していますので、今後ともよろしくお礼したいと思います。

併せて、JRさんでは、かなり自動券売機が増えてきており、私の場合はロービジョンですけども、なかなか使い方に慣れてないということがありまして、何かの機会があれば、私たちに利用の仕方等のご指導していただけたらありがたいかなというふうに思っています。JRさんについては以上です。

それから、タクシー協会さんの方も来られておりますでしょうか。

これは、お願いですけども、一部の会員さんからいただいている意見で、時々、特に病院とかスーパーとか、特に小さい医院といったところの道路沿いになりますが、その道路の誘導ブロックに時々タクシーが停まっていることがあるそうです。特に、医院の玄関前などに、タクシーが停まっているということで、おそらく、タクシーの運転手さんも高齢者の方であったり、障がい者の方に配慮して、特に雨が降ったりした時なんかは、できるだけ玄関の近くにとということで、車を停めておられるのではないかと思いますけども、時々そういう時に限って、歩いていたらタクシーに当たったというようなことがありましたので、よろしくお礼したいと思います。

それからですね、新しくスーパーとか色々なドラッグストアができてきていますが、私も確認したところ、ちゃんと道路から建物の玄関まで誘導ブロックがしてありましたが、玄関の近くになって、必ず2、3台自転車が停めてあります。これは、お客さんが玄関の近くにとということで置かれたと思いますけれども、玄関の近く、特に誘導ブロックの上には自転車など置かないようにしてくださいということでお礼したいと思います。

その他ですが、スマートフォンに関してバリアフリーのことで、もし色々な新しいこういうアプリができたよというようなことがあれば、今もされているかもしれませんが、ぜひ市報とかで教えていただけたらと思っています。視覚障がい者の場合は、点字版とか音声版の資料が配布されますので、こういうアプリがあるよというようなことで、教えていただけた

らありがたいかなと思っております。

併せて、スマートフォンに関して、ありがたいことに今のところ1級2級の障がい者の場合のようですけども、日常生活用具として認めていただいております、5万円位の補助がいただけるようになっていきます。これは鳥取県のほぼ全市町村で、補助をいただいているかと思えます。それによって、少しずつ我々の仲間もスマートフォンに切り換えている仲間も増えているということです。実は、このスマートフォンが日常生活用具の対象に入っているというのは珍しい例で、全国でも鳥取県だけなんです。今は増えてきているかもわかりませんが、2年ほど前に、視覚障がい者全国大会というものがあり、私もそこで色々話を聞いたら、鳥取県だけだったんです。他の都道府県は、まだスマホとか携帯電話は日常生活用品になってないという話だったので、鳥取県はそういう面ではありがたいというふうに思っております。

今後とも、スマートフォンやアプリが普及できるようにお願いできたらと思っております。

## 委員

鳥取県ハイヤータクシー協会の岡と申します。

先ほどのお話について、ドライバーも故意にそういうことをやっているということはないと思えますし、お客様のために少しでも近いところで降ろしてあげたいということだと思いますが、誘導ブロックの上に車を置くということは、ちょっといただけないことですので、協同組合あるいは委員会等で、徹底をしていきたいと思えます。失礼いたしました。

## 委員

J R西日本酒本でございます。

何点かご意見ご指摘いただきましてありがとうございます。除雪については、本当は雪が降らないで欲しいですけども、当然ながら天候のことです。雪は降って参ります。ホームも、屋根がすべてあるわけではございませんので、社員一丸となつての除雪に取り組んでいるところでございます。引き続き、雪等が降りましたら、そういったことも実施させていただきますので、滑りやすくなっておりますので足元には注意をさせていただきますながら、ご利用いただければと思っております。

また鳥取から倉吉間で対応していただいているという倉吉の駅員のお話ですけども、実は3点目の話にも通じますが、最近、緑の窓口を券売機に置き換えている施策といいますか取り組みをしております。これは、便利が悪くなるじゃないかというご意見も多数お伺いしている中ですけども、決して社員がいなくなるわけではなくて、逆に発売の支援をするようにできるんですね。券売機の使い方みたいなことについても、手の空いた社員が、券売機をこうやって使うんだよってというような案内をさせていただきます。

実は、鳥根県の大田市駅というところですけど、そこでは視覚に障がいのお持ちのお客様

にお集りいただきまして、券売機の購入体験みたいなこともご指導させていただきながら取り組んでいるところがございますので、鳥取市におきましても、そういった取り組みができたらいいなというふうに、今感じたところがございますので、またよろしく願いいたします。以上です。

## 委員

鳥取県の森山です。

昨年から色々ご意見をいただきまして、スマートフォンのアプリの方も、藪田さんとか、岡さんとか、皆様のご意見をいただいて開発中でございます。

アプリの完成時期ですけど、一応来年3月を目途に、開発を進めているところがございますので、デモの試作とかができた場合につきましては、視覚障がい者の方々にも使っていたかかないといけませんので、また藪田さんにもデモンストレーションとかを、お願いすることになると思います。

そういったところで進めながらやっておりますので、できましたらすべての皆様に周知していただくような方法を、考えながらやっていきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

## 事務局

鳥取市障がい福祉課の田川と申します。

日常生活給付事業について、お話がございましたので少しだけお話をさせていただきたいと思います。この事業についてご発声いただいて、スマートフォンなどご利用いただいているということでありありがとうございます。今後も、継続して実施していきたいと考えておりますし、また先ほどお話がございました障がい者向けの様々な便利なアプリも出てきておりますので、スマートフォンを活用して、これらのアプリなどもご活用いただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

## 会長

ありがとうございました。

貴重なご意見を色々いただきまして、なるほどと思ったんですけども、そのスマホも日常的に結構お使いになられるということであれば、JRさんの券売機などについて、電子チケットを発行するための設備投資はあるでしょうけども、やっぱり電子チケットの方が利便性が上がるし、実際はこういうバリアフリーの観点でもそういうアプローチが大事なのかな、そういう発想も必要だなと思いました。

あとお店の話も出てきたと思いますけども、コンビニも場合によってはスーパーとかドラッグストアと同じように、近くの方が徒歩で、アクセスするようなコミュニティがあると

思うんですね。

そういったところも含めるかどうかは別として、もう一度点検をしていただいて、先ほどご提案のようにスーパー、ドラッグストアだけの追加であればそれもいいですが、やっぱりコンビニもということであれば、またご検討していただくのもありなのかなと思います。

## 副会長

ただいまのコンビニの件ですけれども、私も徒歩圏という意味ではコンビニもあっていいのかなという気がする反面、数が増えるとまた該当エリアが増えるような話になりかねないかなという気もしてしまっていて、そういった意味では、参考情動的な扱いができるのであれば、その中間的なところ、マスタープランで考慮する施設と、関係ない施設の中間的なものという形の図示も考えていただければなというふうに思います。

それともう1点、マスタープランはどうしても今あるものが中心の話になるので、意見として出しにくいところもありますが、今後に向けてというところでご検討いただきたいと思います。先ほど自転車と誘導ブロックとのコンフリクトの話が出たもので思い出したのですが、向こう10年ということを考えますと、電動キックボードですとか、そういった電動の1人用の小型のモビリティというものが合法化、実用化されてくると思います。

また、このエリアには入ってこないかもしれませんが国交省がやられているグリーンスローモビリティのような、かなり既存の交通と動き方の違うようなものも入ってきて、道路交通というものが、今といろいろ変わってくるのではないかなと考えます。

そうなったときに、路肩自転車とかそういったものの交通が輻輳する路肩の部分ですとか、あるいは店舗の駐車・駐輪スペースの問題ですとかそういったものもマスタープランの段階では難しいと思いますが、実施計画を作られる時にはご検討いただけるとありがたいと思います。

## 会長

ありがとうございました。

## 委員

今回初めて参加させていただきました自治連合会の西墻と申します。

自治連として各地区の自治会から、いわゆる地区要望という形で、鳥取市さんの方に上がっていると思います。そういったものの中にも、このマスタープランに影響するものもあるかと思っています。

具体的に申し上げますと、歩行者の方が安全に通行できる歩道の確保がされていない地域というのが、まだまだ市内全域を見渡してもあると思うんですね。

そこら辺のところも、このマスタープランの中に取り込んでいただけるものだろうとは思っておりますけれども、まだまだ地区からそういった要望も出ているところがございます。

すので、ご配慮いただきながらこのマスタープランを進めていただければと思います。  
よろしく願いいたします。

#### 会長

ありがとうございました。  
その他ということですが、よろしいでしょうか。  
そうしますと、まず事務局からその他何かご準備ありますでしょうか。

#### 事務局

ございません。

#### 会長

ありがとうございました。  
そうしますと議事終了ということになりますので以降の議事進行を事務局の方にお返し  
したいと思いますよろしく願いいたします。

#### 事務局

谷本会長ありがとうございました。  
皆様にご協力いただきましてすぐスムーズな議事進行していただきましてありがとうございます。  
また、その他の項目ですね、藪田委員さんを始め色んな方から有意義なご発言いただきま  
して、また、マスタープランの案の作成に向けて、そういったところを取り込んでいきたい  
と思っております。  
またですね、本日の協議会につきましては、議事録を作成いたしまして、発言内容等を会  
長、副会長にご確認いただいた上で、市のホームページに掲載することとしております。  
それでは、最後に鳥取市都市整備部長岡の方からご挨拶を申し上げます。

#### 都市整備部長

都市整備部長岡です。  
本日は長時間にわたり審議の方ありがとうございました。  
スケジュールの方でも説明いたしましたが、11月14日にパブリックコメント実施と  
いうことで、各会員さんの方からでも、このパブリックコメントに多くの意見を出していた  
だけたらなと思います。  
最近パブリックコメントにあまり意見がなく、本当に市民の意見が反映されているのか  
どうか、なかなか難しいところがありまして、会員さんへのご協力をよろしく願いします。  
多くの意見をいただいて、よりよい計画を作っていきたいと思っておりますので、どうぞよ

ろしくお願いします。本日はありがとうございました。

#### **事務局**

ではこれもちまして、第3回鳥取市移動等円滑化協議会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、長い時間、議論いただきましてありがとうございました。